

# 自家用車の損害に見舞金 消防基金から支給

**消防団員(水防団員)の皆さんが、**

火災・水害などの緊急時に自家用車・原動機付自転車で出動し  
その車両が損害を受けた場合などに、  
消防基金が見舞金を支給します。

**最高10万円の見舞金を支給します。**

見舞金の額は、自家用車・原動機付自転車の損害の程度に応じて、  
3万円から10万円の範囲内です。

見舞金の支給制度についてもっと知りたいときは…

消防基金または市町村役場・消防本部にお問合せください。

消防団員等公務災害補償等共済基金（消防基金）

電話 03-3595-0541